

吹田市災害廃棄物処理計画改定及び市民向け啓発ツール等作成支援業務 仕様書  
(契約候補者の特定後、仕様書の調整を行います。)

1 業務名

吹田市災害廃棄物処理計画改定及び市民向け啓発ツール等作成支援業務

2 目的

地震や風水害時には、日常の生活ごみのほか、がれき等の災害廃棄物、避難所からのごみやし尿、被災建物等からの片付けごみが発生するため、これら災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の復旧に努めねばならない。

国は、都道府県及び区市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」を策定している。

本業務では、本市における災害廃棄物（がれき、片付けごみ、し尿等）等の処理に係る予防措置、緊急時及び復旧時等の対応について具体的に定めるため、「吹田市地域防災計画」との整合性を図りつつ、「災害廃棄物対策指針」に基づき、「吹田市災害廃棄物処理計画」改定に必要な支援及び市民向け啓発ツール等作成に必要な支援を行うことを目的とする。

啓発ツールのうち、地域（自治会等）の集積所の設置・運営ガイドブックについては、自治会や自主防災組織等の住民組織において、住民が災害時に発生する片付けごみを排出する集積所の円滑な設置、運営・管理が行えるようにすることを想定しているが、平時から自治会等に集積所の設置、運営・管理についての共通認識を醸成できるよう、ワークショップの開催を通じて作成する。

また、住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブックについては、市職員のワークショップを通じて作成するものとする。

3 業務実施体制

3-1 主任技術者等の配置

本業務は、主任技術者を配置して実施することとし、主任技術者は以下の（1）（2）の要件を満たす者とする。主任技術者については、本業務受託者と直接的な雇用関係にあるものとし（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等を提出すること）、業務着手時に要件を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。なお、主任技術者は、本業務に従事する者の指導監督など、本業務全体を実務的・技術的に監理すること。

また、成果物の内容について技術上の照査を行う、照査技術者を配置する場合は、主任技術者と同等の能力を有する者を選任すること。なお、主任技術者及び担当技術者と照査技術者の兼任は認めない。

- (1) 災害廃棄物処理における知見を十分に有する者
- (2) 国・地方公共団体における災害廃棄物処理計画策定又は改定に係る実務経験を有する者

### 3-2 主任技術者について

市は、主任技術者について、業務の遂行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができる。受託者は、書面による必要な措置の請求があったときは、遅延なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を市に通知しなければならない。

## 4 業務内容

### (1) 現行計画の改定案の作成支援（令和7年度業務（ア～ク）、令和8年度業務（ケ、コ））

#### ア 現行計画の時点修正

他市町村の災害廃棄物処理計画、一般廃棄物処理事業実態調査等の最新情報及び学識経験者への意見聴収（2回程度）等を踏まえて、本計画の時点修正を行う。時点修正を行う上で必要な場合は、他の市町村等に対して必要な調査を行う。なお、学識経験者への意見聴取に係る費用は市で負担する（以下同様）。

#### イ 最新の知見を踏まえた計画の見直し検討

環境省の災害廃棄物対策指針（技術資料も含む）、平成30年7月豪雨等の近年の災害、他自治体の災害廃棄物処理計画（環境省技術・システム検討WGのグッドプラクティス・バッドプラクティス等を参照）等を踏まえ、計画の見直しを検討する。特に参照すべき法令・資料・制度等の例を以下に示す。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年3月3日公布）
- ・災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（令和2年8月 環境省・防衛省）
- ・災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）
- ・近畿ブロック災害廃棄物対策広域連携行動計画【第3版】（令和7年3月一部修正）（令和4年3月 大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- ・支援・受援マッチングマニュアル（令和7年3月一部修正）（令和5年3月 環境省近畿地方環境事務所）
- ・片付けごみ処理対策連携マニュアル（令和5年3月 環境省近畿地方環境事務所）
- ・災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年4月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）
- ・災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）

#### ウ 協定先及び連絡先の一覧表の作成

発災後、速やかに情報収集・連絡体制を確保するため、関係部署の協定内容も含めた

協定先及び連絡先の一覧表の作成を行う。

#### エ 受援体制の構築

災害時には、災害対応の優先課題に沿った資源を効率的に配分・配置することが重要であり、被災（受援側）市町村の受入れ準備・対応を着実に行う必要があることから、環境省近畿地方環境事務所が発出している支援・受援マッチングマニュアルを参考に、災害時の受援体制の構築を行う。

#### オ 庁内の組織体制の検討支援

発災後の災害廃棄物対応班の再編（組織（指揮命令系統）の一本化）に向け、災害廃棄物処理に関わる部局との調整等を支援する。また、関連する地域防災計画の修正箇所の抽出及び同計画担当部署との調整についても支援を行う。具体的な支援内容については、他部署との調整内容の整理を行うものとする。他部署との協議及び議事録作成、課題の抽出は原則本市のみで行うが、受託者は本市の課題抽出内容等を踏まえて、地域防災計画の修正箇所の抽出及び修正案の提示を行うものとする。

#### カ 災害廃棄物発生量の推計

##### （ア）水害

本市の洪水浸水想定区域図の GIS データ及び建物データ（国土地理院「基盤地図情報ダウンロードサービス」等から取得）を提供するため、これらのデータを重ね合わせて水害による被害建物棟数を推計した上で、災害廃棄物発生量を推計すること。また、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 第2編水害による被害」（内閣府）の内容を参考にすること。

なお、係数及び推計式については、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】」（環境省）で示されている内容を活用すること。

地震による災害廃棄物発生量については、本市防災アセスメント調査報告書の調査結果を提供するため、その内容を活用してよい。

##### （イ）避難所ごみ

###### a 発生量原単位の精査

過去の災害事例等から、地震・水害に対応した災害廃棄物発生量の原単位について適切に整理すること。

###### b 発生量の推計

a で検討した適切な原単位を用い、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-3】」（環境省）で示されている内容で推計すること。

#### キ 中間処理施設等の能力推計

##### （ア）試算条件の検討

中間処理施設等を用いて災害廃棄物を処理する場合の質的、量的な制約条件について検討する。

##### （イ）試算シナリオの設定

（ア）で検討した制約条件を考慮し、既存処理施設での処理可能量試算のシナリオ設定を行う。

##### （ウ）推計の実施

（イ）で設定したシナリオに基づき、既存施設での災害廃棄物処理可能量の推計を実

施する。

#### ク 吹田市地域防災計画との整合の確保

本計画の見直しにあたっては、吹田市地域防災計画との整合に配慮しつつ、上記オと同様に必要に応じ地域防災計画の修正箇所の抽出、修正内容の提示等の支援を行うこと。

#### ケ パブリックコメントへの対応

計画案について本市がパブリックコメントを行った後、受託者は提出された意見の整理、対応案の作成を行うこと。パブリックコメントは、吹田市民の意見の提出に関する条例に基づくものの他、必要と判断した場合、任意のパブリックコメントを実施するため、2回を想定する。

#### (2) 仮置場候補地の検討及び候補地リストの作成（令和7年度業務）

災害時に確保しなければならない災害廃棄物の仮置場の候補地について、優先順位付けや利用条件等を整理する。候補地については、公有地を基本として抽出し、以下の表の項目を考慮して、利用可能性のある土地について整理・検討する。

表 仮置場の評価に必要なチェック項目の例

所有者、面積、平時の土地利用、他用途での利用、土地利用規制、土地基盤の状況、地形・地勢、土地の形状、道路状況、搬入・搬出ルート、周辺環境等
---

その上で、地域防災計画における利用の有無や他部署での利用の有無等を確認しながら、仮置場としての優先順位を定められるよう整理を行う。

また、他部署との調整の際の協議及び議事録作成、課題の抽出は原則本市のみで行うが、受託者は本市の課題抽出内容等を踏まえて、対応案の提案及び優先順位を付した候補地リストの作成等を行うものとする。

なお、候補地を整理・検討するにあたり、必要に応じ、机上調査や現地調査を行うこと。

#### (3) 災害廃棄物処理に係る環境部初動マニュアルの原案の提供（令和7年度業務）

本市職員が、被災時即座に災害廃棄物処理に取りかけられるよう、災害廃棄物処理に係る環境部初動マニュアルを作成している。より実効性の高い初動体制の構築に向けて本マニュアルの改定を本市で行うが、改定にあたり、受託者において最新の知見や他市町村の先進事例及び学識経験者への意見聴取（1回程度）等を踏まえた、環境部初動マニュアル及び新たに作成する担当別マニュアルの原案を提供すること。

#### (4) 発災時における住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック等作成支援

発災時における住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック、地域（自治会等）の集積所の設置・運営ガイドブックの作成支援を行う。作成にあたっては、市職員または対象地区の自治会等地域住民とワークショップの実施により進めること。

ワークショップにおいては、必要に応じて、被災現場における課題を容易に想定できるような資材・資料の工夫（例：発災時の事例収集等）を行うこと。本業務を進める上では、本市と打合せを数回（キックオフ・振り返りを含む）重ねること。

また、ワークショップの進行役及びファシリテータ役等については受託者が務めること。ワークショップの実施にあたっては、被災地の状況を把握している本市職員及び学識経験者等に進め方等についての意見聴取（以下の①については1回、②については2回程度）等を行ったうえで実施計画を作成すること。その際、当該意見聴取等するための資料を作成のうえ同席すること。

#### ワークショップ実施のイメージ

##### ① 住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック作成（令和7年度業務）

- ・住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック作成に係るワークショップを想定する。ワークショップ参加者は、市職員10名程度を想定する。
- ・受託者はワークショップ開催前にガイドブック案を提供し、開催後にその結果を踏まえ、災害廃棄物搬出等ガイドブックを作成すること。また、作成したガイドブックを基に概要版を作成すること。

##### ② 地域（自治会等）の集積所の設置・運営ガイドブック作成（令和8年度業務）

- ・本ガイドブックは地域（自治会等）向けのワークショップを開催して作成する。なお、参加者は20人程度を想定する。
- ・ワークショップの初めに、参加者が具体的な課題抽出や懸念事項を想定できるよう、災害廃棄物に関する基礎知識を向上させる内容を盛り込むこと。
- ・参加者は、実際の地図・集積所模式図等を用いた家屋から集積所までの運搬及び集積所での分別等について机上での具体的なシミュレーション等を行い、課題抽出や懸念事項を想定しながらワークショップを進める。（計2回程度を想定）
- ・集積所の選定や設置・運営に関する、平時におけるチェックリストを作成し、ガイドブックに盛り込むこと。
- ・受託者は2回のワークショップの結果やこれまでの意見等を踏まえ、住民による集積所の選定及び設営、運営の方法等について具体的にまとめ、最終版として集積所の設置・運営ガイドブックを作成する。

#### ※その他

- ・ワークショップについてはクイズ等を活用し、親しみやすい内容とすること。
- ・ワークショップの開催日時においては、住民等の参加を募る都合上、休日や夜間の開催となることを考慮すること。
- ・作成するガイドブック等の用途としては、発災時ではなく平時から活用して住民に啓発することを目的とする。このことを踏まえ、ガイドブック等を作成する上では、訴求対象である一般の住民が興味を持ち、手に取ってもらえるよう工夫を凝らしたデザイン等を検討するとともに、効率的かつ効果的に訴求できるよう、文章及び写真・イラスト等を組み合わせ合わせた内容とし、通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策についても可能な限り盛り込んで作成すること。

#### (5) 避難所で避難者に配付するごみ分別チラシのデザイン（令和8年度）

発災時に避難所の開設を行う職員に対して、避難所での分別方法についてのマニュアル

を本市で作成する。また、本マニュアルを基に避難所で避難者に配付するチラシを作成する予定であり、チラシの原案（構成案）作成については本市で行うが、チラシのデザインについては受託者にて行うこと。デザインは、市民が親しみやすく、容易に分別方法等の必要な内容が理解できる内容となるよう工夫すること。

#### (6) 打合せ・協議

本市と必要な打ち合わせを行うこと。

必要な打合せは、業務着手後から成果品納品時まで計10回以上行うこと。

また、打合せの関連資料、議事概要等を作成するものとする。

#### (7) その他

##### ア デザイン等

市民向けの意識向上啓発ツールの作成にあたっては、イラスト、写真等を活用し、表紙等を含め、デザインについて検討を行うこと。

##### イ ワークショップの開催会場

ワークショップの会場は本市が確保する。

### 5 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 6 成果物

(1) 提出期限：令和9年（2027年）3月31日

(2) 提出場所：吹田市環境部環境政策室

(3) 提出部数：以下のとおり

ア 業務報告書（データのみ）

イ 吹田市災害廃棄物処理計画（データのみ）

ウ 災害廃棄物処理に係る環境部初動マニュアルの原案（データのみ）

エ 発災時における住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック（データのみ）

オ 発災時における住民用の災害廃棄物搬出等ガイドブック【概要版】（データのみ）

カ 地域（自治会等）の集積所の設置・運営ガイドブック フルカラー（データのみ）

キ 避難所におけるごみ分別チラシ（データのみ）

ク 成果物に関する印刷用の版下及び電子媒体（電子媒体については、吹田市ホームページ掲載用として分割したものを含む。）CD-ROM 2セット

\* 成果品の納品は、本市が指示するファイル形式で行うこと。

### 7 著作権などの扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権など」という。）は、吹田市が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物など（以下「既存著作物」

という。)の著作権などは個々の著作者などに帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物などが含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 その他

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。